

中央会

組合活性化情報



2007.7
No.513

わかやま

トピックス「水道週間」

ステップアップ講座

「組合のための税務・会計セミナー」

青年中央会総会

中国輸出振興部会総会

No.513

2007.7

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
●「水道週間」水の大切さをPR ~和歌山市管工事業協同組合~	
ステップアップ講座	2
●「組合のための税務・会計セミナー」PART	
施策情報	4
● 中小企業白書のポイント(中小企業庁)PART	
● 守ろう!確かめよう!最低賃金	
● 夏の省エネ	
● 住宅用火災警報器の設置について ~市消防局~	
和歌山県知事表彰	11
ブライトカンパニーズのご案内	12
中央会だより	13
● 中国輸出振興部会総会・交流会	
● 地域資源活用プログラム説明会	
● 「70歳まで働ける企業創出事業」第1回会議	
青年中央会総会	16
全国先進組合事例	17
高年齢者雇用確保措置	20
地域の就職支援活動	21
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

今月の トピックス

水道週間

水のたいせつさをPR!



私たちの生活になくってはならないものといえば、「水」です。

去る6月1日、和歌山市管工事業協同組合（小向俊和理事長）では、青年部が中心となり、水道週間（6月1日～6月7日）の啓蒙活動として、駅前や県庁前、市役所前で「水の大切さ」と「指定給水装置工事事業者の周知」を描いたパンフレットとティッシュの配布活動を行いました。

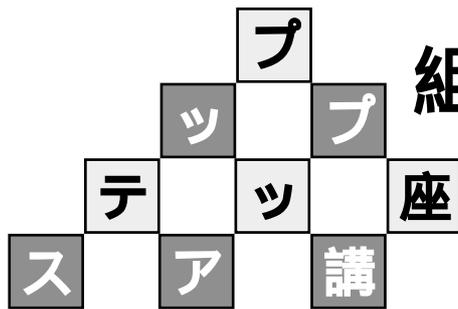
水道週間は、水道に対する理解と関心を深め、今後の水道の発展に資することを目的に毎年この時期に全国的に開催されています。

組合では平成12年からPR活動を続けており、「水」に携わる仕事を行うものとして今後も業界のPRや水の大切さについて積極的に活動していくとのことです。

和歌山市管工事業協同組合

和歌山市南中間町12番地 管工事会館内

TEL 073-436-6801



組合のための税務・会計セミナー

～平成19年度税制改正について～

平成19年度税制改正のうち、今回は減価償却制度の改正について説明します。

1 償却可能限度額及び残存価額の廃止等(改正の概要)

- (1) 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産
償却可能限度額(取得価額の95%)及び残存価額が
廃止され、耐用年数経過時点に残存簿価1円まで償
却できるようになりました。
- (2) 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資
産
従前の償却方法については、その計算の仕組みが
維持されつつ、その名称が旧定額法、旧定率法等と

改められました。既存減価償却資産については、取
得価額の95%に達する事業年度までは旧の減価償
却方法で償却を行い、さらに95%に達した年度の
翌年から、残りの5%から1円を残した金額を60ヶ
月で償却することになりました。(平成19年4月1日
以後に開始する事業年度に限る)この結果既存減価
償却資産についても残存簿価1円まで償却できるこ
とになりました。

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} - \text{取得価額の}95\% - 1\text{円}) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$$

2 新たな償却方法

(1) 定額法

次の計算式で計算した金額を償却限度額とします。

$$\text{定額法の償却限度額} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} \times \text{当期の月数} \div 12$$

耐用年数経過時点に残存簿価1円まで償却できる

(2) 定率法

調整前償却額・・・未償却残高×定率法の償却率

償却保証額・・・取得金額×保証率

改定取得金額・・・調整前償却額が償却保証額に最初に満たなくなった事業年度の期首未償却残高

調整前償却額 償却保証額の場合

$$\text{定率法の償却限度額} = \text{期首未償却残高} \times \text{定率法の償却率(注1)} \times \text{当期の月数} \div 12$$

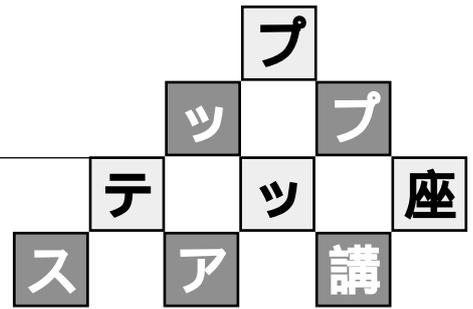
注1・・・定額法の償却率の2.5倍した数をもって償却率とします。

調整前償却額 < 償却保証額の場合

$$\text{定率法の償却限度額} = \text{改定取得金額} \times \text{改定償却率} \times \text{当期の月数} \div 12$$

PART

税理士 後安宏彦



3 具体例（新旧比較表）

〔設例〕取得価額1,000,000円耐用年数5年の各年分の償却費は次の通りになります。

(1) 定額法

新 定額法の償却率0.200 各年分の償却限度額 $1,000,000 \times 0.200 = 200,000$ 円

年数	1	2	3	4	5	6
期首簿価	1,000,000	800,000	600,000	400,000	200,000	1
償却限度額	200,000	200,000	200,000	200,000	199,999	0
期末簿価	800,000	600,000	400,000	200,000	1	1

旧 定額法の償却率0.200 各年分の償却限度額 $1,000,000 \times 0.9 \times 0.200 = 180,000$ 円

年数	1	2	3	4	5	6
期首簿価	1,000,000	820,000	640,000	460,000	280,000	100,000
償却限度額	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	50,000
期末簿価	820,000	640,000	460,000	280,000	100,000	50,000

旧制度では、償却可能限度額は取得金額の95%までなので6年目は50,000になります。

尚、残存簿価50,000は、7年目以降の60カ月で1円を残して各年分で償却できるようになりました。

(2) 定率法

新 定率法の償却率 0.500 保証率0.06249 改定償却率1.00

年数	1	2	3	4	5	6
期首簿価	1,000,000	500,000	250,000	125,000	62,500	1
調整前償却額A	500,000	250,000	125,000	62,500	31,250	0
償却保証額	62,490	62,490	62,490	62,490	62,490	62,490
改定取得金額 ×改定償却率B					62,500	62,500
償却限度額C	500,000	250,000	125,000	62,500	62,499	0
期末簿価	500,000	250,000	125,000	62,500	1	1

改定取得金額は、本設例では5年目の期首簿価になります。償却保証額、改定取得金額、改定償却率等は耐用年数の範囲で1円まで償却するための手法です。

旧 定率法の償却率 0.369

年数	1	2	3	4	5	6	7
期首簿価	1,000,000	631,000	398,161	251,240	158,533	100,035	63,123
償却限度額	369,000	232,839	146,921	92,707	58,498	36,912	13,123
期末簿価	631,000	398,161	251,240	158,533	100,035	63,123	50,000

旧定率法では、償却限度（95%）に達するまで7年かかりました。尚、残存簿価50,000は、8年目以降の60カ月で1円を残して各年分で償却できるようになりました。



2006年版中小企業白書のポイントⅡ

< 第2部 テーマ分析 > 地域とともに成長する中小企業

景況感や雇用における地域間のばらつきが指摘される中で、それを克服しようとする中小企業の動向を把握する。

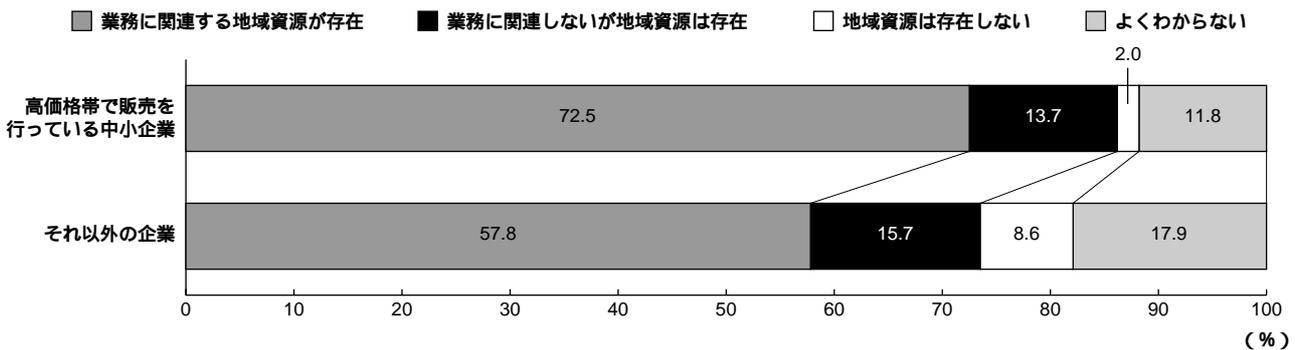
1. 地域資源の有効活用に向けた取り組み

地域に特有の経営資源として、特産品や伝統的に継承された製法、地場産業の集積による技術の蓄積、自然などが挙げられる。産地技術型（木製家具類など）農林水産型（味噌製品類など）観光型（温泉宿泊施設）が分析対象。

「農林水産型」では、中小企業の商品の方が、大企業の商品よりも高価格帯に存在。5年前との比較でも、大企業の商品が低価格帯商品の割合が増加しているのに対して、中小企業の商品の価格は大きく落ち込んではいない。

市場において高価格帯で販売できている企業は、地域資源を認識している割合が高い。

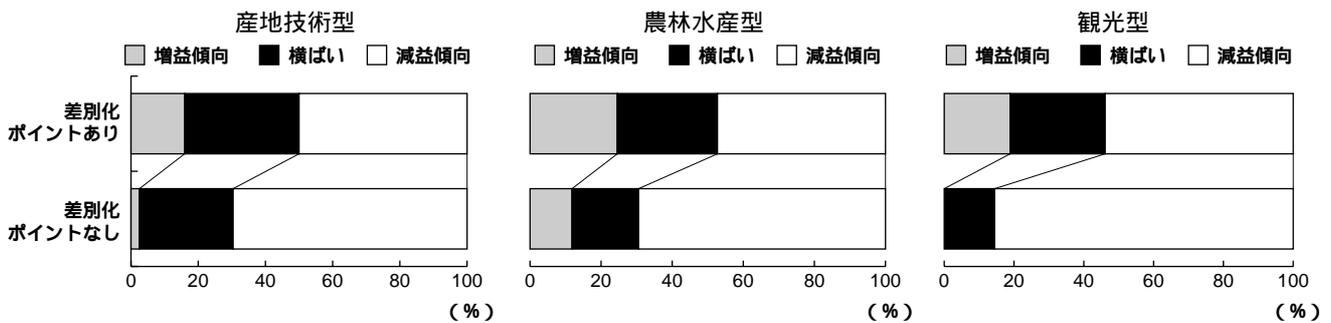
地域資源の活用に対する認識



資料：㈱三菱総合研究所「地域中小企業の差別化への取り組みに関するアンケート調査」（2006年11月）
 （注）1.POSシステムデータで、中小企業全体の平均単価より高い商品を一定以上販売する企業を抽出し、これを高価格帯で販売を行っている中小企業とし、その他の「農林水産型」企業と区分。

地域資源を活用した商品やサービスの差別化は、中小企業が利益をあげる上で重要。差別化のポイントを有する企業は増益傾向。

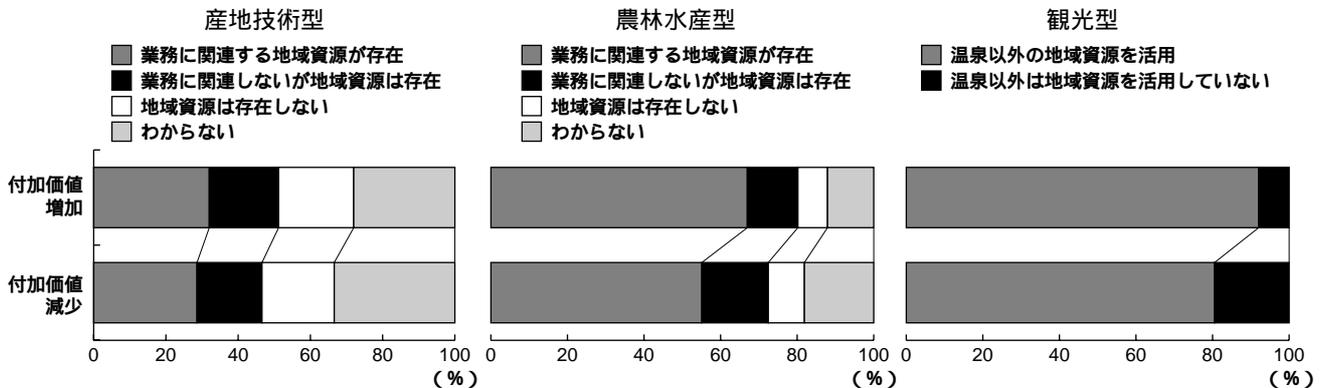
地域資源を活用した他社との差別化有無と、経常利益の関係（過去5年間の比較）



他社との差別化のポイントとして、中小企業が挙げる地域資源は様々。「産地技術型」では存在する地域資源の強みが、まだ認識されていない。

付加価値が増加している企業では、自らの業務に関連した地域資源があると認識している場合が多い。

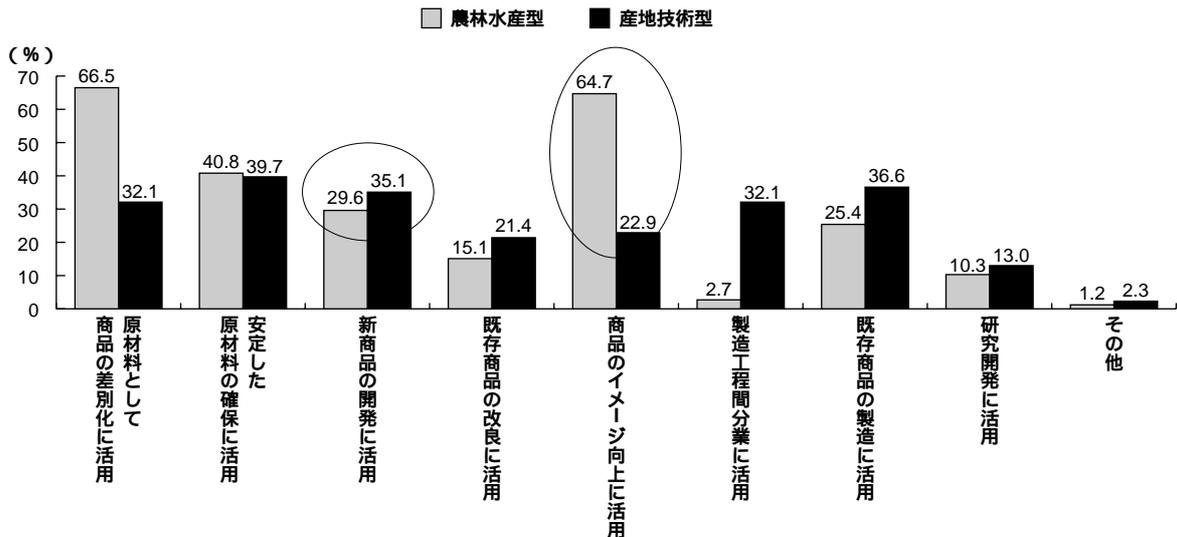
地域資源の認識と、過去5年間の付加価値の変化



資料：㈱三菱総合研究所「地域中小企業の差別化への取り組みに関するアンケート調査」（2006年11月）
 (注)ここでの付加価値は、「経常利益+人件費+減価償却費」を指す。

製造業者において、地域資源は新商品の開発や商品のイメージの向上など様々に活用されている。

地域資源活用手法



資料：㈱三菱総合研究所「地域中小企業の差別化への取り組みに関するアンケート調査」（2006年11月）
 (注)1.複数回答のため合計は100を超える
 2.「業務に関連する地域資源が存在」と回答した企業を対象に集計している。

連携が成立するきっかけとして、各種商談会や交流会、外部の人材や組織による仲介が高い割合を占めている。

「農林水産型」「観光型」では、地域資源を認識している企業の方が、地産地消にとどまる傾向が強い。域外への積極的進出が課題として残っている。

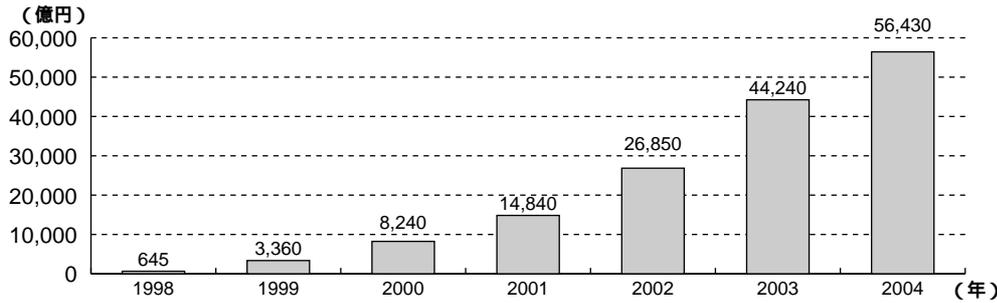
2. 地域を支える中小小売業等、コミュニティビジネスの役割

< 小売業における市場動向 >

小売業の販売額は、減少傾向が続いている。特に、売場面積の小さな小売業での落ち込みは大きい。

業態別販売額で見ると、専門スーパーが伸びる一方、専門店の割合が減少。

対消費者電子商取引市場規模



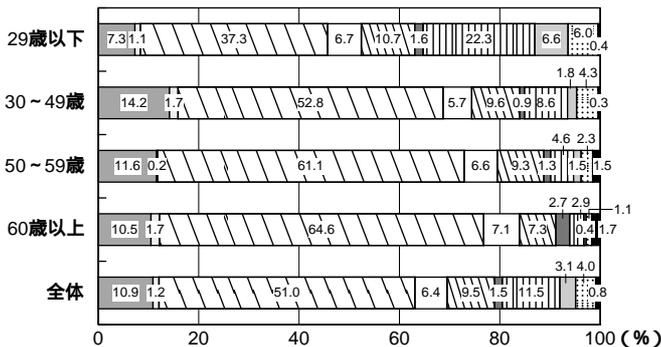
資料：経済産業省・ECOM・NTTデータ経営研究所共同「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」

< 消費者から見た地域の中小小売業等への期待 >

品揃えに優位性のある大型店が選ばれているが、中小店もコンビニ等と同程度の支持あり。中小店が強みを持つ分野としては、サービス（理美容、クリーニング）や飲食、生鮮食品がある。

年齢階層別の最も利用する場所・業態

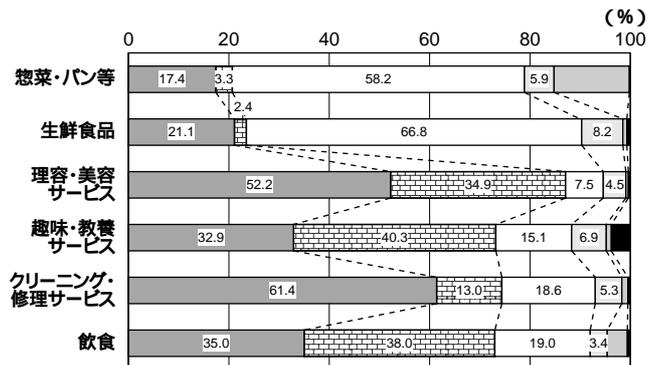
- 近所の中小店
- 近所以外の中小店
- 近所の大型店
- 近所以外の大型店
- 近所の量販専門店
- 近所以外の量販専門店
- 近所のコンビニエンスストア
- 近所以外のコンビニエンスストア
- 通信販売・インターネット
- その他



資料：株式会社総合研究所「消費者実態アンケート調査」（2006年12月）

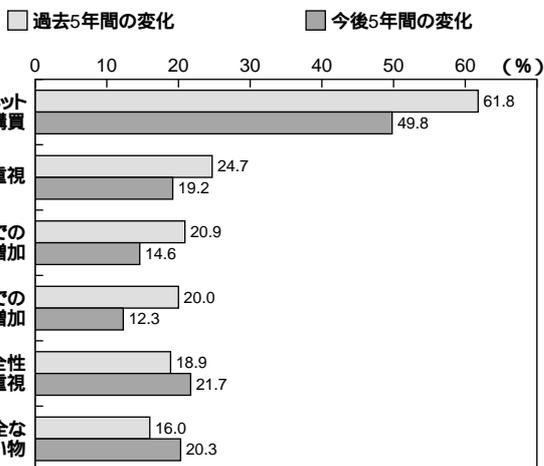
品目別の最もよく利用する場所・業態

- ご近所の中小店
- 量販専門店
- ご近所以外の中小店
- コンビニエンスストア
- 大型店
- 通信販売・インターネット

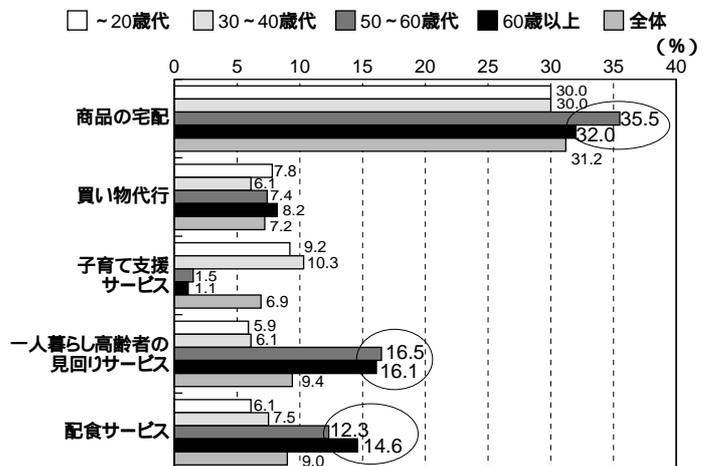


過去5年間に比して、今後は、「安心」「安全」といった要素が重視される傾向。宅配のほか、消費支出の多い高齢層を中心に、1人暮らしの見回り、配食等の付加サービスへの期待がある。

購買行動の変化



有償サービスの期待



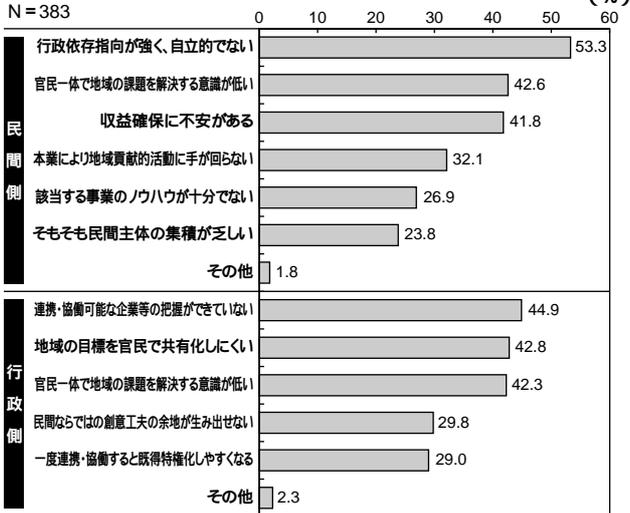
資料：株式会社総合研究所「消費者実態アンケート調査」（2006年12月）

< 自治体から見た地域の中小小売業等への期待 >

「公共的サービス」を民間で担うことへの期待は大きいですが、担い手不足が懸念される。地域の小売業等への期待が高い分野（地域活性化、福祉）もあるが、連携については、十分な体制が構築できていないのが現状）

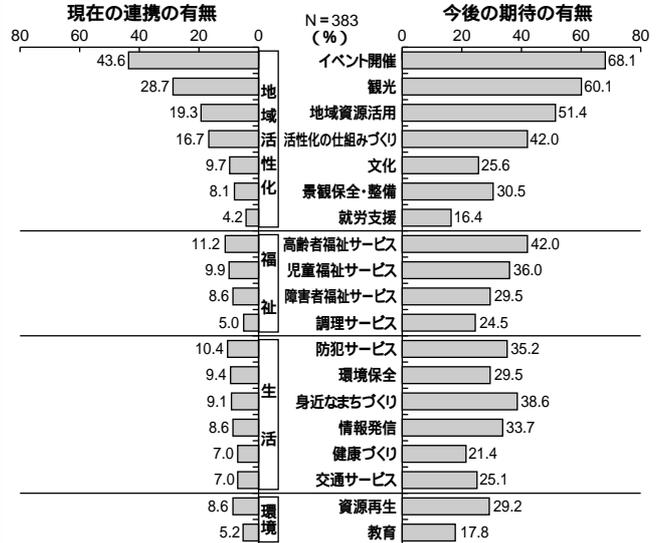
地域小売事業者等への委託・連携は現状では少ないが、今後の期待は高い。数はまだ少ないが成功事例が存在。

地域企業との連携を進める上での課題 (%)



資料：㈱三菱総合研究所「地域における中小企業等と公共的サービス提供に係るアンケート調査」（2006年12月）

地域の小売・サービス事業者との連携状況と期待 (%)



資料：㈱三菱総合研究所「地域における中小企業等と公共的サービス提供に係るアンケート調査」（2006年12月）

< 地域を支える中小小売業等の取組 >

全国的に小売業の販売が減少する中で、販売額の減少幅が小さい、もしくは、活力を維持している商店街がある。これらの商店街の特徴を4つのパターンに区分する。幅広い地域・年齢層向けの「広域拠点型」、若者向けの「新興集積型」、遠くからも集客する「テーマ型」、高齢者が中心の「生活密着型」。

《商業集積の類型》

【広域拠点型】県庁所在地等の大都市の中心市街地内に所在し、県内などからも広く集客する。

【新興集積型】広域拠点型に隣接した裏通りなどで、新規出店が比較的活発。

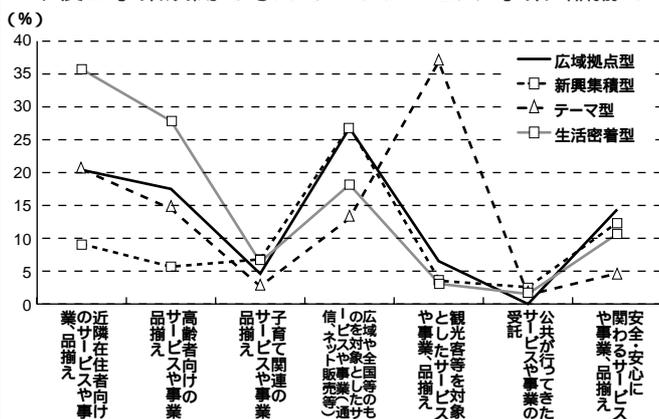
【テーマ型】文化や歴史などのテーマをもったまちづくりにそった商店街で、近県を含む広域から観光集客を行う。

【生活密着型】大都市の郊外等に位置し、主に、徒歩圏内の住民を顧客に日常生活に必要な商品群を提供。

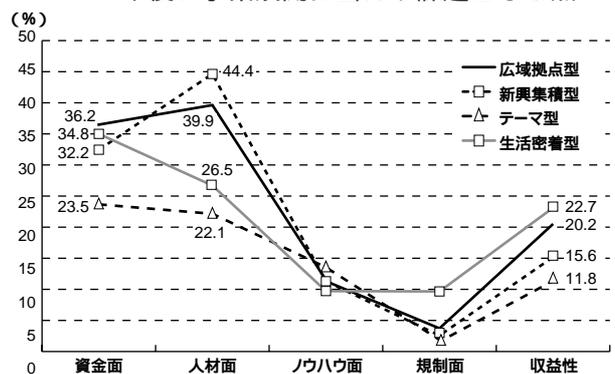
今後の事業展開を聞くと、顧客層に応じた展開を積極的に行おうとする姿勢がある。新興集積型ではネット・通販を既に2割の店舗が導入。

一方、人材面、資金面、収益の見込みがないこと等が課題。

今後の事業展開で考えているサービス・事業・品揃え



今後の事業展開に当たり課題となる点



資料：㈱三菱総合研究所「商店街事業者アンケート調査」（2006年12月）

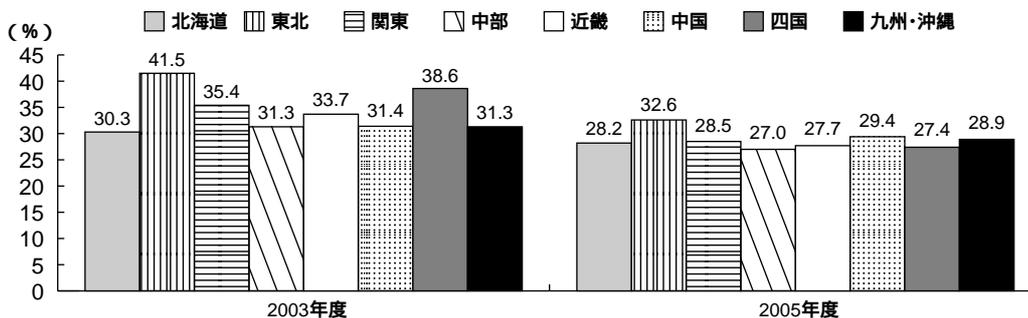
新興集積型では、新規出店者が一番多く、活力を維持している。
 生活密着型は、安定的なビジネスを続けていると考えられる。
 立地理由としては「人通りの多さ」や「周辺店舗等との相乗効果への期待」が多く挙げられているが、新興集積型では「物件の条件」が上位にあり、新規出店が促される。

3. 地域金融と中小企業の資金調達

< 中小企業の資金調達とメインバンク >

企業が円滑な資金調達を行うためには、メインバンクとの取引も重要。中小企業では、地域金融機関が中心的な役割を果たしている。
 借入申込みに対するメインバンク側の反応は改善傾向。地域間のばらつきも改善傾向。

思いどおりに借りられなかった企業の割合（地域別）

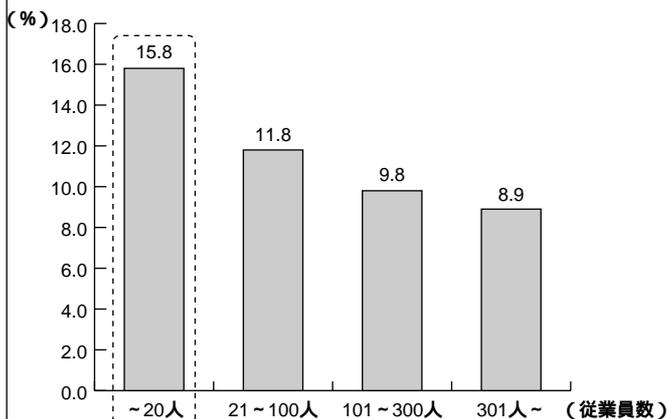


資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」
 (注)「思いどおりに借りられなかった」企業とは、借入申込みを拒絶・減額された企業と、何らかの制約を受けた企業を指す。

< 小規模企業におけるメインバンクとの関係 >

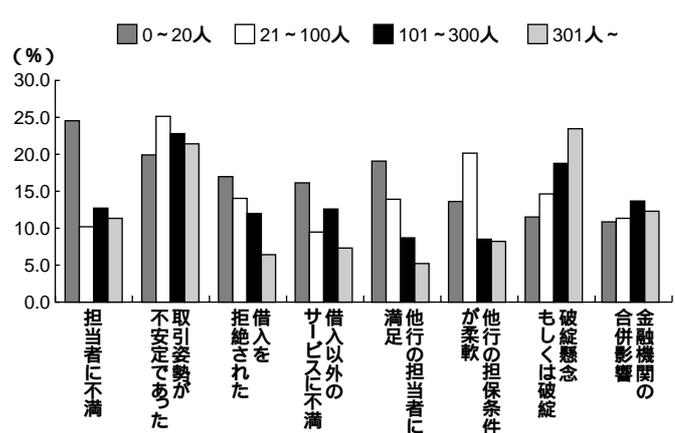
小規模企業では、メインバンク担当者との接触頻度、満足度が共に低い。
 過去と比較しても、小規模企業ではメインバンクとの接触頻度の低下が著しい。
 このため、メインバンクとの取引満足度もあまり改善していない。
 メインバンクとの取引満足度の低い小規模企業では、最近10年間でメインバンクを変更している割合が高い。

最近10年におけるメインバンク変更の割合



資料：(株)東京商工リサーチ「金融機関との取引環境に関する実態調査」(2006年11月)

メインバンクの変更理由（従業員規模別）

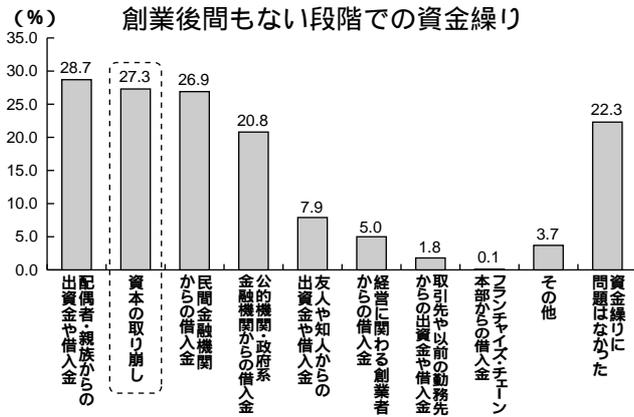


< 複数の金融機関との取引 >

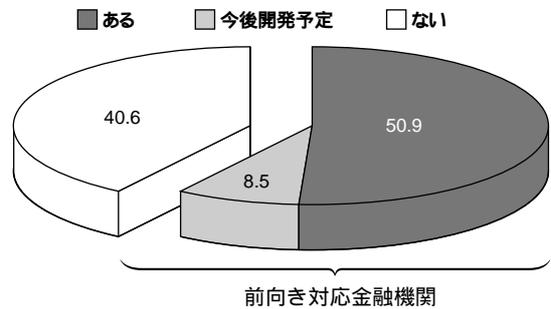
我が国中小企業は、複数の金融機関との取引が主流という特徴がある。
 複数行取引を行うと、調達しやすくなるが借入依存度も高くなる。
 複数行取引の企業は、中小企業再生支援協議会を利用する際に、金融機関から厳しい融資対応を受けることが契機となる場合が多い。

< 円滑な資金調達に向けた取組 >

ABL等の従来にはない借入手法も開発されており、借入手法の多様化が進展。創業前後は資金調達が大きな課題。現状では、自己資本を取り崩すケースが多い。充実しつつある地域金融機関の創業支援及び公的支援が資金繰りに貢献。

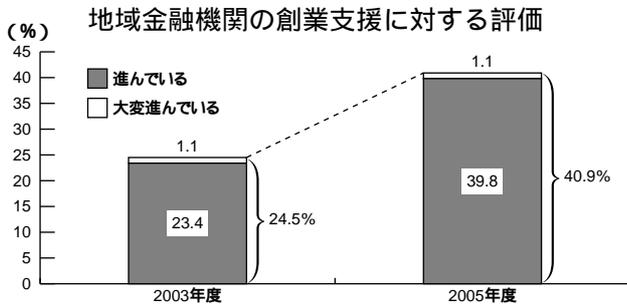


創業支援融資のある金融機関の割合



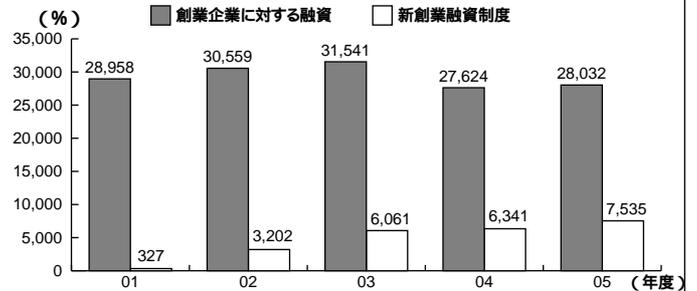
資料: ㈱東京商工リサーチ「金融機関との取引環境に関する実態調査」(2006年11月)

資料: ㈱日本アプライドリサーチ研究所「創業環境に関する実態調査」(2006年11月)
(注) 複数回答のため合計は100を超える。



資料: 金融庁「中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」(2004年、2006年)

国民生活金融公庫の創業支援融資



資料: 国民生活金融公庫ホームページ

主要株主は代表者やその親族等であり、現状ではベンチャーキャピタル出資は少ない。円滑な資金供給を促す上でも、中小企業の決算内容の信頼性を高めることが必要。

あーっ！確かめよう！
この最低賃金

最低賃金は、臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。

和歌山県最低賃金は、1時間652円です。

不明な点は
和歌山労働局労働基準部賃金室 (電話073-422-2174)
又はお近くの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

守ろう！確かめよう！
この最低賃金



★ 省エネしましょう！ ★



夏の省エネ

冷房は、室温28℃を目安に温度調節をしましょう。
冷房機器は、不必要なつけっぱなしをしないようにしましょう。

見直してみましょう

冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置しましょう。
電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選びましょう。
部屋の照明を購入するときは、省エネ型の電球型蛍光灯を使用するようにしましょう。

こまめに省エネしましょう

冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整を行い、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓しましょう。
電気ポットなどの電気製品を長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしましょう。
煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用しましょう。
テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしましょう。
シャワーはお湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。
お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにしましょう。
車の運転の際には、経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないようにしましょう。
外出時は、できるだけ電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしましょう。
タイヤの空気圧は適正に保つように心がけましょう。
アイドリングはできる限りしないようにしましょう。

和歌山市消防局

貴方の「いのち」を守る！！「住宅用火災警報器」

従来、個人の住宅における火災予防は、自己責任分野として消防法の適用対象ではありませんでした。住宅火災による死者数を低減するため、消防法が改正され平成18年6月1日から全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

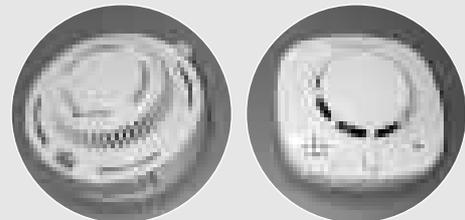
新築住宅は、すでに施行されていますが、既存の住宅については和歌山市火災予防条例に規定していますが、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。（県下各消防本部統一）

【住宅用火災警報器とは】

住宅における火災の熱や煙を、早期に感知し警報音や音声で居住者に、火災を知らせるドーナツくらいの大きさの機器です。

右の写真は、サンプル品の一例ですが、天井や壁の上部に取り付ける方法で、双方とも乾電池式と電源式の2種類あります。

住宅用火災警報器の設置に関しては、罰則規定や消防等公的機関の検査義務もありませんが、個人や家族の尊いかけがえのない「いのち」を火災から守るため、早期に設置することが望まれます。



住宅用火災警報器

（写真は、煙用乾電池式で天井及び壁兼用型）

購入に際しては、日本消防検定協会の鑑定に合格したことを示す「鑑定マーク(NSマーク)」が付いているものをお勧めします。



和歌山市消防局予防課 TEL.073-423-0119
又は最寄りの消防署でお問い合わせ下さい。

住宅用火災警報器相談室

全国統一フリーダイヤル 0120-565-911（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）

おめでとうございます

～平成19年 和歌山県知事表彰～

本県の向上発展に貢献され、文化・環境・商工業・福祉・地方自治の振興発展など各分野での功績が優れた方々に贈られる和歌山県知事表彰が発表されました。中央会関係では、次の方々が栄えある表彰を受けられました。おめでとうございます。

[知事表彰]

(順不同)

溝端 莊悟氏	和歌山県印刷工業組合理事長
有田 眞一氏	和歌山県石油協同組合理事長
嶋崎 房男氏	和歌山地区自動車整備協同組合理事長
木田 耕藏氏	和歌山県建築設計監理協同組合理事長
角谷 勝義氏	海南特産家庭用品協同組合元理事長
増田 稔氏	和歌山地区漬物協同組合元理事長
妙中 清剛氏	紀州繊維工業協同組合副理事長
井田 謙一氏	和歌山ニット商工業協同組合副理事長
妹背 隆雄氏	紀州漆器協同組合理事
岩橋 正雄氏	和歌山県機械金属工業協同組合理事
岩渕秀三郎氏	和歌山県衣料縫製品工業組合元理事
河内 宗弘氏	和歌山化成品工業協同組合監事
木下美喜造氏	海南特産家庭用品協同組合監事
山崎 晃氏	和歌山県柔道整復師協同組合 和歌山県柔道整復師会元会長

県下中小企業の人材確保を支援します。

和歌山のかがやく企業群“ブライトカンパニーズ”に
御社もぜひご参加ください。

ブライト カンパニーズ

(((支援の一例)))

- 1 採用セミナーの開催** 人材確保のハウツーを伝授。
良い人材、良い採用方法。
- 2 インターンシップセミナーの開催**
- 3 Webサイト掲載** 今やホームページは採用必須ツール。
自社サイト制作もご相談ください。
- 4 合同企業説明会**
- 5 企業見学バスツアー**

若者と中小企業とのネットワーク構築事業

中小企業の若手人材確保のため、地域中小企業の魅力を若者や学校に発信し、橋渡しを行うことにより、若者と中小企業との相互理解を促進させ、中小企業の人材確保を支援する事業

経済産業省委託事業

和歌山ブライトカンパニーズ事務局

〒640-8227
和歌山市西丁丁26 和歌山県経済センター7階
和歌山県中小企業団体中央会内 (田中・中井)

お問い合わせは

TEL 073-431-0852
info@wabc.jp <http://www.wabc.jp>

中央会だより

中国輸出振興部会通常総会・ 講演会・交流会開催!!

6月28日(木) ルミエール華月殿にて、中国輸出振興部会の通常総会が開催されました。総会では、中国ビジネスに関する講習会や懇談会の開催、情報の収集・提供、市場調査など多彩な事業に取り組むこととなりました。

また、三年目を迎える中国山東省での商談会は済南市で開催することとなりました。

続いて、和歌山大学の国際教育研究センター准教授東悦子先生を招いて「和歌山大学の留学生の現状」というテーマで講演会を実施しました。

東先生は留学生のための交流会、文化体験講座のコーディネート、小学校等でのボランティア国際交流活動の支援、相談業務等留学生のサポートを行われており、中国の留学生の実情を知ることができました。

その後、和歌山大学の中国の留学生の方々との交流会が行われ、様々な情報交換を通して部会員と留学生との交流の輪が広がり、非常に意義深い交流会となりました。



中国輸出振興部会に関するお問い合わせは、
中央会情報総務部(担当:田中・黒江)まで
TEL: 073 - 431 - 0852

中央会だより

地域資源活用プログラム説明会開催

～地域の「強み」となる地域資源を活用した新事業の創出を！～

6月14日（木）県経済センター9階において、「中小企業地域資源活用促進法」の施行を踏まえて、県・国が推進する「中小企業地域資源活用推進プログラム」の説明会を開催しました。

地域間格差の拡大が懸念される中、地域がそれぞれの強みをいかしながら地域資源の価値向上を図り、創意ある取組を推進していくための支援を行うという本事業では、5年間で全国1,000件、近畿で200件を目標としています。

説明会では、県商工振興課 産業ブランド推進室長 藤本陽司氏が講師となり、支援事業概要、プログラム実施スケジュールなど新事業について詳細に解説されました。



「70歳まで働ける企業」の創出を目指して

6月29日（金）ホテルグランヴィアにおいて、「70歳まで働ける企業」創出事業 第1回推進会議を開催しました。

本事業は、厚生労働省から委託を受け本年度より実施している事業です。

70歳までの高年齢者の一層の雇用の実現と高年齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図る事を目的としています。

第1回目の今回は、事業の進め方やスケジュール等について検討され、今後は、アンケート調査・セミナー・個別企業相談・講習会等を開催する予定です。



青年中央会だより

第30回和歌山県中小企業青年中央会通常総会開催!!

6月23日(土) ルミエール華月殿において、和歌山県中小企業青年中央会(児玉隆博会長 会員数14団体・3個人)の第30回通常総会が開催されました。

今回の総会では役員改選が行われ、児玉会長が再任されました。今年度は創立30周年の節目の年にあたる事から、児玉会長のもと会員間でのコラボレーションを密にし、新規事業の具体的な発案・実現を目指していきます。

また、総会後に行われた懇親会では情報交換を行い、青年部間の交流がより一層深まりました。

青年中央会とは?

和歌山県中小企業青年中央会は今年で30年目を迎えます。

現在、会員数は14団体・3個人で、中小企業の次代を担う青年相互の連携により、業種を超えた研鑽・各種事業を実施しています。

総会・役員会の開催

講演会・交流会の開催

会員の実施する講習会・交流会への補助

近畿ブロック青年中央会・全国青年中央会への参加



青年部に関するお問い合わせは、
中央会情報総務課(担当:黒江)まで
TEL: 073 - 431 - 0852

全国先進組合事例

福島県

只見川溪谷を臨む全国屈指の薬湯を地域住民で維持管理
早戸温泉つるの湯企業組合

所在地 〒969-7406

大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平
888番地

電話番号 0241-52-3324

FAX番号 0241-52-3324

設立 平成16年3月

出資金 9,700千円

主な業種 温泉浴場業、宿泊施設の経営

従事組合員 15人

組合従業員 12人

組合員 17人(うち特定組合員1人)

URL <http://www.sakuma-k.co.jp/>

過疎と高齢化が進展する町で、地域住民による自立のための企業組合が、高齢者と若者の雇用の場を確保しながら、温泉施設を地域活性化の拠点として新たな事業を展開している

背景と目的

大沼郡三島町は、人口約2,200人余りの過疎化と高齢化が進展している地域であり、高齢化率も約4割と高い。主な産業は、農業と林業であり、町内には事業所も少なく、雇用の確保が課題であった。当地区にある早戸温泉は、1200年の歴史がある名湯薬湯で、早戸地域の住民が温泉組合を結成して個人に委託して維持してきたが、高齢化と後継者難のために、自力での存続が難しいことになった。このため、町に陳情した結果、町が早戸地区交流拠点施設として整備することとなった。なお、運営は民間委託となることから、有志で企業組合を設立した。

組合の特徴と事業の内容

町の施設について、指定管理者制度を活用して民間に委託する事になったため、これを受けて地元有志により受け皿組織の企業組合を設立し、受託して事業を実施することになった。設立当初の事業は、温泉浴場・宿泊施設の経営、飲食物の販売、地場産品等の販売である。オープン後、入湯者数は予想以上であり、平成18年には顧客のニーズに応えるために飲食店の経営を追加した。さらに、観光施設の魅力を創出するために、旅客不定期航路事業を追加して、只見川山峡船下りを実施している。温泉の泉質が良いことから、湯治客は当初計画の4倍の実績となっている。

成果

入湯客は、年間4万人を超えている。入湯客は、地元近隣住民だけでなく、関東周辺からも訪れている。これにより、町の交流人口が増加した。さらに、入湯客は温泉施設で飲食物の購入や地場産品の購入も行っている。



また、新しく始めた飲食店の経営や屋形船による只見川山峡下りは、今後の魅力ある観光施設として期待できるだけでなく、雇用についても大きく貢献し、高齢者の収入増加と比較的若い層の雇用を増大することに大きく成果を上げることになった。さらには、当地域だけでなく、近隣の町村との連携による観光産業振興に大きく貢献するとともに、温泉神社祭りの活性化等地域文化への貢献にも寄与した。

所在地 〒521-1221
東近江市垣見町760番地

電話番号 0748-42-0398

FAX番号 0748-42-3989

設立 昭和33年3月

出資金 36,880千円

組織形態 産地組合

地区 東近江市他1市2町

主な業種 麻織物及び不織布関連の製造・
販売業

組合従業員 1人

組合員 31人

URL [http://](http://www.biwa.ne.jp/kotosen)

www.biwa.ne.jp/kotosen

組合の女性部・組合員有志により「近江の麻」テキスタイルデザインの研究を行い、組合員はその成果を商品に反映させ、販路開拓は展示会で実施し高い評価を得る

背景と目的

中国からの低廉な輸入品は品質も良くなり、在来の商品開発を続けられなくなった。このことから、「近江の麻」の産地振興を図るため、商品の消費者に該当する女性の感覚をデザインに応用する必要があるとの認識に基づき、女性部が中心になって「近江デザイン研究会」を組合で発足させ、組合員有志の参加を得て「滋賀の色」54色を滋賀の自然の中からカメラで収集し、デザインに反映させる研究を行った。この研究成果を組合員が商品開発に応用し、試作品を展示会に出展、好評が得られ販路開拓に寄与した。



滋賀県の色を織物で表現した企画・展示

事業・活動の内容



ジャパン・クリエーションに出展

組合の役割は「近江デザイン研究会」推進の場を提供すること及び展示会の企画実施である。組合員は研究されたデザインを商品開発に反映させ、試作品を生産し展示会に出展している。「近江デザイン研究会」の運営主体は女性部であるが、研究に関心のある組合員は任意参加が可能となっている。このように、組合員で実施困難な事業は組合で実施、意欲のある組合員は何時でも任意に参加可能とした事業運営を行っている。展示会は組合員の販路開拓の拠点との位置づけがされており、展示会で要求されたことや反応を示されたことが全て以降の商談契約に役立てられている。

成果

OTC展では来場者250名を迎え、試作依頼、共同開発の申し出を受け好評を得た。出展者の中では150～200枚の見本の送付依頼を受けて商談の機会を確保する結果を得ている。目下、「近江の麻」「近江ちぢみ」の地域団体商標を特許庁に申請中で、審査承認された上でラベルを組合で企画販売し、組合員は地域ブランド品のPRに寄与する。併せて組合の財務基盤確保に役立てる予定である。

夏物商品から年間を通じて利用される商品開発にも注力しており、産地振興に貢献することが組合の使命と考え取り組んでいる。



滋賀県の風景やイメージする言葉から抽出した38色の糸

所在地 〒761-4421

小豆郡小豆島町苗羽甲

1356番地の4

電話番号 0879-82-0007

FAX番号 0879-82-0070

設立 昭和29年11月

出資金 3,000千円

組織形態 同業種網羅型組合

地区 小豆郡小豆島町

主な業種 佃煮製造・販売

組合従業員 2人

組合員 8人

小豆島食料産業クラスター協議会における地域ブランド育成の取り組みの一環として、組合員の佃煮商品が「本場の本物」ブランドに認定された。今後、広くPRしていく

背景と目的

小豆島の佃煮製造には、60年の歴史と伝統がある。現在では、組合に加盟している8社で年間120億円の出荷額がある島内のトップ産業であるとともに雇用の重要な受け皿でもある。このような重要な産業である佃煮産業を、「小豆島ブランド」として確立しようという動きが起こり、「本場の本物」認定申請を行った。これは、「原材料」「製法」等に関して、製造者が自主的に策定した大変厳しい認定基準による申請について、(財)食品産業センターが審査をした結果、佃煮42商品に対して使用を認めたものである。

事業・活動の内容

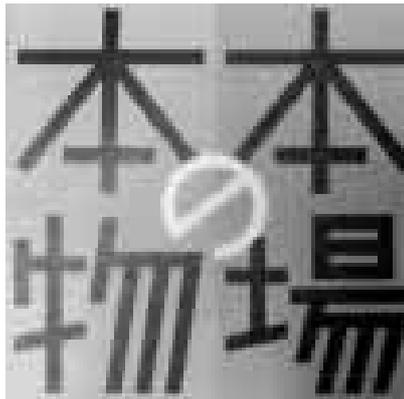
この取り組みは、小豆島地域の食材・人材・技術その他の資源を効果的に結びつけ、新製品や新たな販路開拓、地域ブランド等を創出することを目的とした「小豆島食料産業クラスター協議会」の活動の一環である。同協議会は、平成17年8月末に設立され、現在、醤油・佃煮・オリーブ各分科会において、製造者・香川大学・香川県産業技術センター発酵食品研究所等が連携している。

小豆島という地域の中でも、これまで、地域産業同士の連携による技術開発等がほとんど試みられていなかったことを考えれば、本取り組みは画期的な活動と評価できる。

成果

事業実績については、まだ取り組みを始めたばかりで、十分な把握ができていないが、この認定は、製造者にとって「誇り」であり、組合員が一丸となって自社商品に一層の愛着を持つとともに、小豆島食料産業クラスター協議会へも積極的に関与していきたいと考えている。

平成18年3月1日(水)~3日(金)の3日間、東京ビッグサイトにて開催された「第21回ふるさと食品全国フェア」(主催:(財)食品産業センター)において、PRを行った。今後も、折を見てせっかく確立したブランドの知名度をより高めるようなイベント等を開催できればと思っている。



平成19年4月1日から 高年齢者雇用確保措置の 義務対象年齢が 63歳に引き上げられました

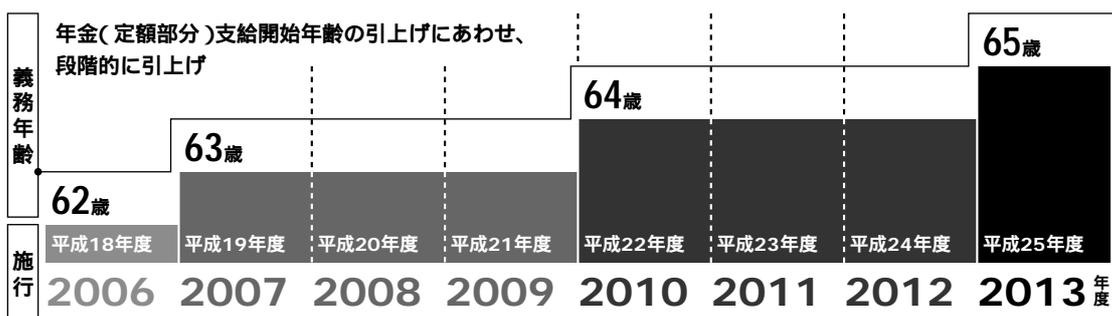
いずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じることが義務づけられています

定年の引上げ

継続雇用制度の導入

定年の定め廃止

継続雇用制度の導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、事業主が労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。



なお、上記の高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありませんので、ご注意ください。

このため、例えば、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢(少なくともこの年齢に到達する日までの雇用が必要)は次のとおりになります。

- 平成19年4月1日～22年3月31日
..... > 60歳定年到達者：63歳
- 平成22年4月1日～25年3月31日
..... > 60歳定年到達者：64歳
- 平成25年4月1日以降
..... > 60歳定年到達者：65歳

高年齢者雇用確保措置の 実施に当たって 問題を抱えている事業主の方は...

相談・援助

「高年齢者雇用アドバイザー」から人事・労務管理制度等に関する専門的・技術的アドバイスを無料で受けられます！

継続雇用制度奨励金

平成19年3月31日までに、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行うなど、一定の要件を満たした場合、「継続雇用制度奨励金」が支給されます！

詳しくは都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページもご覧ください
<http://www.jeed.or.jp/>

お問合せは中央会まで
TEL 073-431-0852

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html>もご覧ください。

わかやま

和歌山パワー

POWERで

バックアップ!



平成19年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

当機構は

- ・企業合同面談会の開催
- ・就職能力向上セミナー・講習会の開催
- ・再チャレンジ支援事業(トライアル雇用)の推進
- ・無料職業紹介

を行っております。詳しくは支援機構まで!!

和歌山県地域労使就職支援機構

(厚生労働省委託事業)

〒640-8227 和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

・Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

・ホームページ <http://www.waroushi.jp>

構成団体／連合和歌山・経営者協会・中小企業団体中央会・商工会議所連合会・商工会連合会

情報連絡員懇話会

5月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

- 30.0 / 前月比10ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	→	→	→	→
	繊維同製品	→	↓	→	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↓	→	→	→
	窯業土石製品	↑	→	→	→
	鉄鋼金属	↓	→	→	→
	その他	↓	↓	→	→
非製造業	卸売業	↓	↓	→	→
	小売業	→	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	→	↓	↓	↓
	建設業	→	↓	→	→
	運輸業	→	↓	→	↓
DI 値		- 20.0	- 25.0	- 20.0	- 30.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

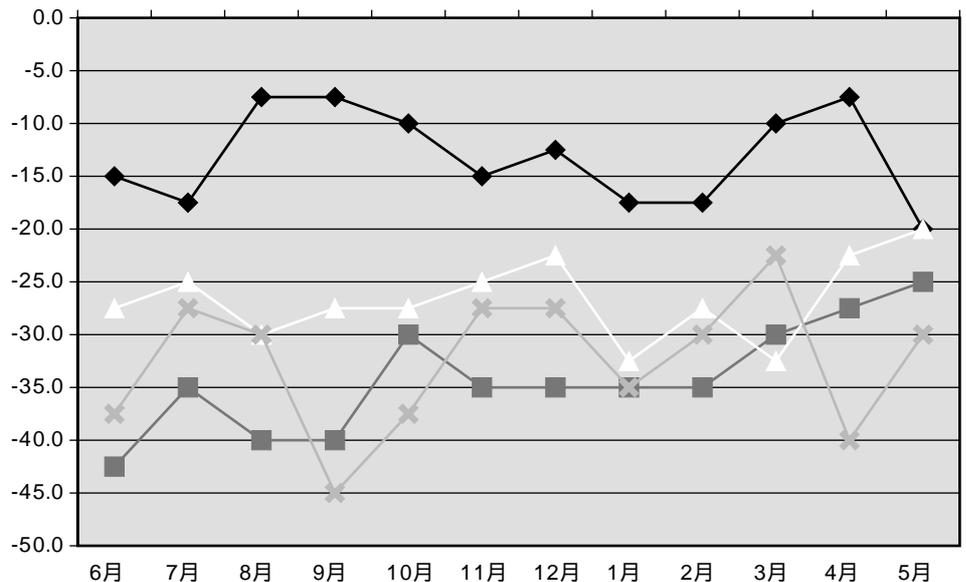
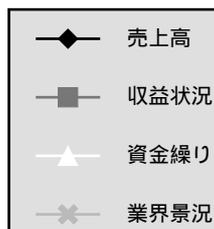
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス30.0ポイントであり、同4月調査と比べて10ポイント改善した。

同4月調査と比べ、「売上高」は12.5ポイント悪化、「収益状況」は2.5ポイント改善、「資金繰り」は2.5ポイント改善した。

5月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は28名、「悪化」との回答は12名で、「好転」との回答はなかった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



● 製造業 ●

食 料 品	梅の作柄は量的には増えているものの、低温障害で品質が悪い。品質の悪い梅をどんな価格で買うのか又製品として売るのが課題。(紀州みなべ梅干)
織 維・同 製 品	夏物受注は一巡した。追加発注待ち。(ニット) 前年に比べ数%の減少(手袋)
木 材・木 製 品	相変わらず受注量も少なく、受注単価は低水準であり、利益に反映しない受注が多い。設備投資のサイクルも長期化しており、機械導入や工場増設は聞かれない。(建具) 全体に受注量減少傾向(木工センター)
化 学 ゴ ム	昨年同期に比較し、出荷量・出荷額ともに約10%の低下(化成品)
鉄 鋼・金 属	相変わらず好調である。 雨が上がりれば、傘貸してくれます。(住金協力企業)
そ の 他	連休明けより動きが少し悪くなってきた。(海南特産家庭用品)

● 非製造業 ●

卸 売 業	5月度は計画的な販売で売上額はキープ出来たものの、連休明けから日常的な流れは止まりました。大阪をはじめ他の地域も同じような状態です。季節商品のエアコン等に期待したいものです。(電設資材)																
小 売 業	ゴールデンウィーク前後客足鈍い。売上は低迷しており、波が乱高下安定感がない。高齢経営者の廃業増加している。(県時計貴金属眼鏡) 旧丸正百貨店に和大的観光学科が入居するという。そして観光学部設置に向けて県・市・会議所等25団体で設置促進期成同盟が結成された。人が集まれば経済効果は上昇するという発想で、中心商業地の浮沈の鍵を握るプロジェクトということであるが、前市長の考え方と同じで5年前には市長選の争点にもなった。今後このプロジェクトを達成するには多額の血税を投入するであろうし、何か町づくりに対して行き当たりばったりで、うさん臭い感じがする。(和歌山市)																
商 店 街	H18年度(H18.4/1~H19.3/31)において組合員の移動があった。加入1名、脱退11名(内廃業9店、店継続2店)(七曲)																
サ ー ビ ス 業	海に包まれた和歌山、早くも各地では海開きの季節です。旅館・ホテルの運営には海から受ける恩恵は測りしれないものが有ります。バランス感覚を捉え、全組合員が活況の波に乗り、頑張っしてほしいものです。(旅館) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>宿泊人員(対前年同月比)</td> <td>102.2%</td> </tr> <tr> <td>総売上</td> <td>100.2%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの消費単価</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>総宿泊料金</td> <td>101.1%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの宿泊単価</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>H18/1~5 宿泊人員</td> <td>412,429人</td> </tr> <tr> <td>H19/1~5 宿泊人員</td> <td>469,509人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>57,080人増(13.8%増)</td> </tr> </table> <p>対前年対比2桁(%)の宿泊人員増も5月に入って低飛行となった。GWに集中した後パワーダウンしたとみられる。(白浜温泉旅館)</p>	宿泊人員(対前年同月比)	102.2%	総売上	100.2%	1人当たりの消費単価	98.0%	総宿泊料金	101.1%	1人当たりの宿泊単価	98.9%	H18/1~5 宿泊人員	412,429人	H19/1~5 宿泊人員	469,509人		57,080人増(13.8%増)
宿泊人員(対前年同月比)	102.2%																
総売上	100.2%																
1人当たりの消費単価	98.0%																
総宿泊料金	101.1%																
1人当たりの宿泊単価	98.9%																
H18/1~5 宿泊人員	412,429人																
H19/1~5 宿泊人員	469,509人																
	57,080人増(13.8%増)																
運 輸 業	5月の輸送数量は対前年微量減であった。燃料が高値で推移しているため、経営状態は悪化の一途である。6月は市場最高の高値となる。最大の原因は為替レートが円安であるためと考える。我々原油1ドル変化すると約70銭上下する。為替1円変化すると約30銭上下する。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>原油</td> <td>為替</td> <td rowspan="3">原油価格は変化なし。 為替は9円 9円×0.3=2.7円</td> </tr> <tr> <td>昨年6月</td> <td>67.7ドル</td> <td>112円</td> </tr> <tr> <td>本年5月</td> <td>67.5ドル</td> <td>121円</td> </tr> </table> <p>昨年、93 / 円が本年96 / 円となった。(市運送)</p>		原油	為替	原油価格は変化なし。 為替は9円 9円×0.3=2.7円	昨年6月	67.7ドル	112円	本年5月	67.5ドル	121円						
	原油	為替	原油価格は変化なし。 為替は9円 9円×0.3=2.7円														
昨年6月	67.7ドル	112円															
本年5月	67.5ドル	121円															

充実した中央会共済制度のご案内

-- 堂々のラインナップ! --

共済制度実施団体 和歌山県中小企業団体中央会 / 加入資格 中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン

事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン

事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金制度）

従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン

個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社 和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1-11 大岩ビル TEL:073(432)3360 FAX:073(431)5232
各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災
総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療 入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金 退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
//	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

組合代表者の皆さまへ

FUJI FIRE & MARINE

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長

労災認定を待たずに保険金をお支払い！
従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
入院・通院保険金は1日目からお支払い！
特約により地震などの天災を補償！
建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

経営安心部長

お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
入院医療保険金特約にかぎります。
医師の診査は不要。各人の告知も不要！
被保険者数が5名以上の場合に限りです。
記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

健保

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！
差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
入退院時の交通費をお支払いします！
ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

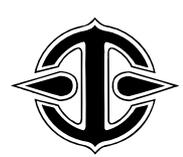
富士火災海上保険株式会社

本社 〒542-8567 大阪府中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741 (大代表) HOME PAGE
http://www.fujikasai.co.jp
東京本社 〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911 (大代表)

0120-228-385 0120-220-567



那智の火祭り(那智勝浦町)



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852
FAX 073-431-4108
URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>
E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp



この情報誌は、環境に優しい大豆油インキを使用しています。



この情報誌は古紙100%を使用しています。